

新型コロナウイルス感染拡大防止施設 利用ガイドライン

- ・富谷市総合運動公園
- ・西成田コミュニティセンター
- ・大黒澤苑

令和3年7月8日付改訂版

富谷市教育委員会生涯学習課

新型コロナウイルス感染拡大防止施設利用ガイドライン

(新しい生活様式に基づく利用ガイドライン 7月12日～適用)

宮城県によるリバウンド防止徹底期間が8月31日まで延長されることとなりました。
施設ご利用の際は、ガイドラインを遵守し、引き続き感染予防対策に努めていただきますようお願いいたします。

【7月12日からの改訂事項】

- 予約利用の場合であっても、宮城県内に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用が発令された場合、またはワクチン接種会場として使用する場合など、利用予約をキャンセルさせていただく場合がありますことをご了承ください。

【全施設共通事項】

- マスクの持参をお願いいたします。
(入館中、スポーツを行っていない際は、着用にご協力願います。)
※ 窓口での貸し出し、販売は行っていません。
- 屋外で、人との十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合は、マスクをはずしても構いません。
- マスク着用の場合は、強い負荷の運動は避け、こまめな水分補給を行ってください。
- 当日の利用者の情報を、利用者名簿にご記入し提出をお願いいたします。
なお、団体等の場合は、代表者が参加者全員の情報を把握し、一ヶ月程度の保管をお願いいたします。
- こまめな手洗い、手指の消毒をお願いいたします。
- リストに沿って体調のセルフチェックを行っていただき、該当する項目がある場合は、利用を控えていただく場合もございます。
 - ・ 軽度であっても体調不良（発熱、咳、咽頭痛等）の自覚症状がある場合
 - ・ 同居家族、身近な知人に感染者、または感染を疑われる方がいる場合
 - ・ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある場合
- 窓を開けるなど、換気の良い状態での利用をお願いいたします。
利用状況および天候等に応じて、適宜換気を行いますのでご了承ください。貸切利用の際は、利用代表者の判断で適宜換気を行っていただくようお願いいたします。
- 運動・スポーツをしていない間も含め、利用者同士の十分な距離を保っていただくようお願いいたします。
- 運動・スポーツ中の大きな声での会話、応援等はお控えください。
また、エントランスホール、廊下等での長時間の会話、飲食等もご遠慮願います。

- 不特定多数を集客するイベントの開催については、事前に生涯学習課にご相談ください。また、参加者には、厚生労働省提供の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用を促していただくようお願いいたします。
- 施設利用2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設への速やかな報告をお願いいたします。
- その他、教育機関（小中学校等）からの指示、感染防止のため施設が定めた措置を厳守していただくようお願いいたします。

富谷市総合運動公園

【スポーツセンター・武道館アリーナ、更衣室(シャワー)】

- スポーツセンター・武道館アリーナの利用人数の制限は、解除しています。
- 観客席は、2席空けてご利用ください。
- 観覧席での飲食を可能といたします。
ロビー等共有スペースでの飲食は、引き続きご遠慮願います。（水分補給は除く）
※ 飲食をする際は、換気を行うとともに、十分な距離を保ち、対面にならない配置にし、会話を控えるなど感染リスクを避けてご利用ください。
- 更衣室、シャワーの使用にあたっては、密を避け、短時間でのご利用をお願いいたします。

【スポーツセンター・武道館会議室】

- スポーツセンター・武道館会議室の利用人数の制限は、解除しています。
- 会議室内で飲食をする際は、換気を行うとともに、十分な距離を保ち、対面にならない配置にし、会話を控えるなど感染リスクを避けてご利用ください。

【トレーニング室】

- 登録会員のみ利用可能。
使用にあたっては、下記のとおり協力をお願いいたします。
 - ・ 概ね90分以内の利用としますが、極力短時間での利用にご協力願います。
 - ・ 随時換気を実施しております。
 - ・ 機器ごとに設置している消毒液で使用後の消毒協力をお願いしております。
- トレーニング室利用時は、無理のない範囲でマスクの着用をお願いいたします。
適宜水分補給や休息をとりながらご利用ください。

【エントランスホール・幼児運動室】

- 幼児室の使用は、引き続き休止といたします。

- エントランスホール、廊下等での長時間の会話、飲食等をご遠慮願います。

【グラウンド】

- 利用可能人数の制限は、解除しています。

【テニスコート】

- 利用可能人数の制限は、解除しています。
- 観客席は、2席置きにご利用ください。
- 観覧席で飲食をする際は、十分な距離を保ち、対面にならない配置にし、会話を控えるなど、感染リスクを避けてご利用ください。

【スポーツ交流館】

- 会議室利用可能人数の制限は、解除しています。
- 会議室内で飲食をする際は、換気を行うとともに、十分な距離を保ち、対面にならない配置にし、会話を控えるなど感染リスクを避けてご利用ください。
- ロビー等共有スペースでの休憩、飲食等は引き続きご遠慮願います。（水分補給は除く）
- 更衣室、シャワーの使用にあたっては、密を避け、短時間でのご利用をお願いいたします。

【レクリエーション広場】

- 利用可能人数の制限は、解除しています。
- 飲食をする際は、十分な距離を保ち、対面にならない配置にし、会話を控えるなど感染リスクを避けてご利用ください。
- かまどの使用、バーベキューでの利用は禁止といたします。

西成田コミュニティセンター

【施設内での飲食について】

- ホール、和室での飲食を可能といたします。
※ 飲食をする際は、換気を行うとともに、十分な距離を保ち、対面にならない配置にし、会話を控えるなど感染リスクを避けてご利用ください。

【ホール1・ホール2】

- 利用可能人数の制限は、解除しています。

- 机をご使用になる際は、十分な距離を保ち、対面にならない配置でご使用ください。

【和室（もみじ・さくら）】

- 利用可能人数の制限は、解除しています。
- 和室内にあります座布団の使用は禁止とさせていただきます。
- 座卓をご使用になる際は、十分な距離を保ち、対面にならない配置でご使用ください。

【運動広場】

- 利用可能人数の制限は、解除しています。

【調理室】

- 宿泊を伴わない施設利用の際は、利用を可能といたします。
- ご利用の際は、密を避け、十分な距離を保ってご利用ください。

【大浴場・小浴場】

- 利用休止とさせていただきます。

【東屋】

- バーベキューでの利用は禁止といたします。

【宿泊利用】

- 引き続き 利用休止 とさせていただきます。

【カラオケ及び楽器の利用について】

- カラオケを使用する場合
 - ・マイクは使用者が変わる都度、アルコール等で消毒してください。
 - ・マイクを複数人で使い回して歌う事は避けてください。
 - ・リモコン、タブレット端末、カラオケ機器もこまめに消毒してください。
 - ・人と人との間隔は2メートル（最低1メートル）の距離を確保してください。
 - ・前後で人が重ならないように（正面に座らないように）実施してください。
- 歌唱や息を吹く楽器を使用する場合
 - ・人と人との間隔は2メートル（最低1メートル）の距離を確保してください。

- ・前後で人が重ならないように活動してください（正面や向かい合わせに座らない）
- ・3つの密（密集・密接・密閉）の回避を徹底してください。

大黒澤苑

【施設内での飲食について】

- 大和室、研修室での飲食を可能といたします。
※ 飲食をする際は、換気を行うとともに、十分な距離を保ち、対面にならない配置にし、会話を控えるなど感染リスクを避けてご利用ください。

【大和室】

- 利用可能人数の制限は、解除しています。
- 座卓をご使用になる際は、十分な距離を保ち、対面にならない配置でご使用ください。

【研修室1・2】

- 利用可能人数の制限は、解除しています。
- ご利用の際は、十分な距離を保ち、対面にならない配置でご使用ください。

【給湯室】

- 利用の制限はありませんが、調理を目的とした利用はご遠慮ください。
- ご利用の際は、密を避け、十分な距離を保ってご利用ください。

【庭園】

- 通常通り 9：00～17：00までの間、散策いただけます。

【カラオケ及び楽器の利用について】

- カラオケを使用する場合
 - ・マイクは使用者が変わる都度、アルコール等で消毒してください。
 - ・マイクを複数人で使い回して歌う事は避けてください。
 - ・リモコン、タブレット端末、カラオケ機器もこまめに消毒してください。
 - ・人と人との間隔は2メートル（最低1メートル）の距離を確保してください。
 - ・前後で人が重ならないように（正面に座らないように）実施してください。
- 歌唱や息を吹く楽器を使用する場合

- ・人と人との間隔は2メートル（最低1メートル）の距離を確保してください。
- ・前後で人が重ならないように活動してください（正面や向かい合わせに座らない）
- ・3つの密（密集・密接・密閉）の回避を徹底してください。

上記決定事項につきまして、感染症の発生状況等により変更が生じた場合には、随時お知らせいたします。

～新型コロナウイルス感染拡大防止施設利用ガイドライン改訂経過～

令和2年6月1日施行

令和2年6月19日一部改訂（ステップ2）・施行

令和2年7月10日一部改訂（ステップ3）・施行

令和2年7月30日一部改訂 ・ 8月1日施行

令和2年8月31日一部改訂 ・ 9月1日施行

令和2年9月17日一部改訂 ・ 9月19日施行

令和2年11月30日一部改訂・12月1日施行

令和3年3月22日一部改訂・3月23日施行

令和3年4月12日一部改正・施行

令和3年5月10日一部改訂・5月12日施行

令和3年6月10日一部改訂・6月14日施行

令和3年7月8日一部改訂・7月12日施行

《 参 考 》

市が主催するイベント・会議等に関する実施方針（令和3年7月12日以降）

令和3年7月8日改訂

富谷市新型コロナウイルス感染症対策本部

1 趣旨

この実施方針は、国の基本的対処方針や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言及び新型コロナウイルス感染症分科会の方針、県主催イベント・会議等の考え方について（令和2年11月30日）等を踏まえ、市民等の生命と安全を確保するため、市が主催するイベントや会議等を実施する場合の基本的な考え方を示すもの。

なお、この実施方針の内容については国の基本的対処方針や県主催イベント・会議等の考え方等の見直し内容を踏まえ、適宜見直しを図るもの。

2 市主催のイベントについて

（1）基本的な考え方

- イベントの開催は、「新しい生活様式の定着」を前提とする。
- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- 1,000人を超えるイベントの主催時には都道府県に事前相談する。
- 入退場や共用部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き50%以内とする。
- すべてのイベントについて、適切な感染防止策が整わない場合は、原則中止または延期を含め慎重な対応をする。

<催物開催の目安（令和3年7月12日以降）>

	イベントの種類	収容率（※1）	人数上限（※1）
A	大声での歓声・声援等が想定されないもの ・クラシックコンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典・展示会等 ・飲食を伴うが発声のないもの（映画館等）（※3）	100%以内 (収容定員がない場合は、密が 発生しない程度の間隔)	収容人数 5,000人 又は、 収容定員50%以内
B	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、 公演（親子公演・キャラクターショー等）、ライブ ハウス・ナイトクラブでのイベント等	50%以内（※2） (収容定員がない場合は、十分 な間隔（1m）)	のいずれか大きい方 （※4）

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）とする。

※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい（すなわち収容率は50%を超える場合がある）。

※3 必要な感染防止策がなされ、イベント中の発声がない場合に限る。

※4 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）

＜地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等＞

イベントの性質	収容率等について
展示会・地域の行事等 (入場や区域内の適切な行動確保が可能) (名簿等で参加者の把握が可能)	前述 (A・B) に準拠
全国的・広域的なお祭り・野外フェス等	・※4 がすべて担保され、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものは、開催が可能 ・上記が満たせない場合には、引き続き開催について慎重に判断

- ※4 ①身体的距離の確保 ②密集の回避、③飲食制限 ④大声を出さない
 ⑤催物前後の行動管理 ⑥連絡先の把握

(2) 感染防止対策事項

●徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)		
①	マスクを常時着用する	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 ※持参していない者がいた場合は、主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保
②	大声を出さない	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができること ※隣席の者との日常会話程度は可能 (マスク着用が前提) ※演者が歌唱等を行う場合、ステージから観客まで一定の距離を確保 (最低2m)
●基本的な感染防止等		
③	①・②の奨励	・①・②は、イベント・行事の性質に応じて可能な限り実行する (ガイドラインで定める)
④	手洗	・こまめな手洗いを奨励する
⑤	消毒	・施設内をこまめに消毒、消毒液の設置、手指消毒を行う
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備を設置する ・こまめな換気を実施する
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避を図る
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保をとる。具体的には、同一の観客グループ間 (5名以内に限り) では座席を空けず、グループ間は1席 (立席の場合1m) 空ける ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保する ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔をとる
⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行った場所以外での飲食を制限すること ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止を徹底すること

	飲食の制限 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・過度な飲酒を自粛すること ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛すること <p>(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用の担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等一定の要件を満たす場合に限り食事可)</p>
⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時に検温を行うこと ・入場を断った際の払い戻し等の措置を図ること <p>(ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要)</p>
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に名簿等で連絡先を把握すること ・接触確認アプリ(COCoA)やみやぎお知らせコロナアプリ(MICA)の通知サービスを奨励すること ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じると共に、接触が防止できない恐れがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の 行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前後の感染防止の注意喚起を行うこと <p>※可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑭	ガイドライン遵 守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
●イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア 内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的なことで入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討すること ※来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。
⑯	地域の感染状況 に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模イベントは事前に収容率制限等も含めて宮城県と相談すること ・地域の感染状況の変化があった場合には柔軟に対応すること

(3) 各場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント

①基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保(1mを目安に)
- 感染リスクが高まる「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」(第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会)を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面1：飲酒を伴う懇親会等 場面2：大人数や長時間に及ぶ飲食 場面3：マスク無しでの会話
場面4：狭い空間での共同生活 場面5：居場所の切り替わり

②換気の実施

- 機械換気による常時換気を（強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置）
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で常時窓開け
- 連続した部屋等を用いた2段階の換気や HEPA フィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
- 飲食店等で可能な場合は、CO₂センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1,000ppm以下（機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安）を維持

③適度な保湿（湿度40%以上を目安）

- 換気しながら加湿を（加湿器使用や洗濯物の室内干し）
- こまめな拭き掃除を

3 市主催の会議について

- ① 実施する場合は、規模の縮小や感染防止対策を徹底すること（2の（3）感染防止対策事項を参照）
- ② ウェブ会議等も積極的に活用すること

4 職員の出張等について

- ① 業務上出張せざるを得ない場合は、最小限の人数で、混雑や「3つの密」を徹底的に回避するほか、こまめな手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保等感染防止対策を徹底すること
- ② 感染拡大傾向のある地域への出張等は避けること

5 参考資料

- ① 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年4月22日）で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」
- ② 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年5月4日）で示された「新しい生活様式の実践例」
- ③ 感染リスクが高まる「5つの場面」（10月23日第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料）
- ④ 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年6月17日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）